

指定給水装置工事事業者の失効

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

令和7年10月14日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
指定第31号	有限会社 小林ポンプ店	山武市 蓮沼イの 2798番地	小林 慶三	有限会社 小林ポンプ店	山武市 蓮沼イの 2798番地	令和7年9月29日
指定第79号	株式会社 東晃設備	千葉市 若葉区大宮町 1551番地2	小川 貴資	株式会社 東晃設備	千葉市 若葉区大宮町 1551番地2	令和7年9月29日